添付法令資料1:

韓国相続税及び贈与税法施行令(目次)

2023年2月28日大統領令第33278号により一部改正 2023年2月28日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第3条の4)
- 第2章 相続税の課税標準及び税額の計算
 - 第1節 相続財産(第4条ないし第6条)
 - 第2節 非課税 (第7条及び第8条)
 - 第3節 相続税課税価額(第9条ないし第11条)
 - 第4節 公益目的出捐財産の課税価額不算入(第12条ないし第14条)
 - 第5節 相続控除 (第15条ないし第20条の2)
 - 第6節 税額控除 (第20条の3ないし第22条)
- 第3章 贈与税の課税標準及び税額の計算
 - 第1節 贈与財産 (第23条ないし第32条の4)
 - 第2節 贈与推定及び贈与擬制 (第33条ないし第34条の5)
 - 第3節 贈与税課税価額(第35条及び第36条)
 - 第4節 公益目的出捐財産の課税価額不算人(第37条ないし第45条の2)
 - 第5節 贈与控除(第46条ないし第47条)
 - 第6節 税額控除(第48条)
- 第4章 財産の評価 (第49条ないし第63条)
- 第5章 申告及び納付
 - 第1節 申告(第64条ないし第65条の2)
 - 第2節 納付(第66条ないし第77条)
- 第6章 決定及び更正 (第78条ないし第81条)
- 第7章 補則 (第82条ないし第87条)

附則